

いて申し上げます。

本案は、子育て支援を充実するため、扶養義務者の所得制限を撤廃し、小学生以下の子供すべてを子育て支援医療の対象者とし、小学生の医療費の自己負担分の助成範囲を入院分以外にも拡大するため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、扶養義務者の所得制限を撤廃するとのことであるが、所得税が課税されている場合の一部負担金はそのままかとの質疑がなされ、市民課長からは、所得税課税者の一部負担金については、入院時は1日1,200円、外来は1医療機関あたり月4回まで530円変わらないとの答弁を受けたところがあります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、厚生常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○町田義昭議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第13、議案第25号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○町田義昭議長 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

産業・建設常任委員会審査報告

○町田義昭議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

安部 隆産業・建設常任委員長。

(安部 隆産業・建設常任委員長登壇)

○安部 隆産業・建設常任委員長 平成22年第1回議会定例会において、産業・建設常任委員会に付託になりました議案3件、請願1件について審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月12日、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求めて開催しております。

それでは、議案第14号 建設機械置場等用地の取得について申し上げます。

本案は、長井市土地開発公社が所有する土地を建設機械置き場等用地として取得するため、長井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき提案されたものであります。

審査に当たり、建設課長からは、取得しようとする財産は、長井市平山字向川原二305番8外67筆、1万3,787.23平米で、取得予定価格は、2億896万9,463円であるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、取得予定地に公衆用道路という地目の土地が含まれているが、公衆用道路でも買収対象となるのかとの質疑がな

+

され、建設課長からは、地目が公衆用道路であっても、私有地なので買収対象となるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号 長井市道路占用料徴収条例及び長井市下水道条例の一部を改正する条例の設定について申し上げます。

本案は、道路法施行令の一部改正に準拠し、道路占用料、都市下水道占用料及び下水道雨水路占用料を改正する等のため提案されたものであります。

審査に当たり、建設課長からは、国において、近年の全国的な地価下落を背景に、国道における道路占用料の単価を引き下げるなどの道路法施行令の改正が行われ、平成21年4月から施行されている。このため、本市においても、国道や県道の道路占用料との均衡を保つことを目的として、道路占用料等の改正を行う必要があるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、最終的には道路占用料等の引き下げという内容であるが、この改正による影響額はどのくらいかとの質疑がなされ、建設課長からは、平成20年度の道路占用料の総額は950万円強であるが、約300万円の減収になると見込んでいるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、国、県は既に改正している状況であるが、300万円もの減収になるのであれば、急いで改正する必要がないのではないか。現状のままでいった場合、法令に抵触することはあるのかとの質疑がなされ、建設課長からは、平成20年度と21年度において、相当数の自治体で道路占用料の見直しが進められている。県内では、すべての自治体が今回までに上程を済ませる状況になっている。道路占用料については地域格差があるが、全体的な地価の下落を背景に国土交通省で検討され、改正されたもの

である。民間業者からは、固定資産税の下落に合わせ、地域の実情に合った平等な取り扱いをしてほしいとの要請もある。本市においても、周辺地域との均衡を図るという意味で、平成22年4月1日からの改定を提案したものであるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号 長井市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、あやめ公園入園料を見直すとともに、老朽化が著しい市民プールを廃止するため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、なぜ今あやめ公園の入園料を見直す必要があるのか。また、再度変更することはないかとの質疑がなされ、商工観光課長からは、一つは、前回改定する際に説明した700円に見合う楽しみや満足、ソフト、ハードを含めて提供できなかったことと、もう一つは、観光客全体の動向が団体旅行から小グループでの旅行へと変化し、近年の不況の中で、個人の旅行客も吸収しがたい状況になってきたということである。開園100周年を迎えることし、もう一度スタート地点に立ちたいということで、今回の改定をお願いするものである。また、再度の改定については考えていない。当分の間、この金額で金額以上の満足を与えられるような施設運営、祭り運営をやっていきたいと考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、市民の皆さんには無料の入園券を配布しているが、一部これを有料にしてはどうかとの声もある。22年度はどうかとの質疑があり、商工観光課長からは、今までどおりにさせていただきたいと考えている。ただ、100周年ということで、従来市の報に入れ込んだ入園券ではなく、市内の飲食店などのクーポン券を入れ込んだ形の冊子状のパスポートというものを考えたい。また、枚数について

は、今までの6枚のままでよいのかどうか改めて検討したいと思っているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第1号 日本の農業を守る貿易交渉対応についての請願について申し上げます。

本請願は、山形おきたま農業協同組合経営管理委員会会長、木村敏和氏及び山形おきたま農協農政対策本部本部長、木村敏和氏から提出されたものであります。

本請願の趣旨とするところは、WTOドーハ・ラウンド交渉は、2010年までの全体合意を目指した動きが強まっており、日豪EPA交渉における農業分野では、豪州側は、牛肉、乳製品、米など我が国の重要品目について、関税撤廃を求める立場を依然として変えていない。また、日米FTA交渉の立ち上げの是非をめぐる動向が懸念されている。これらの関税撤廃を目指す貿易交渉の結果いかんによっては、日本の農業・農村に壊滅的な打撃を与えるだけでなく、関連産業等に対しても影響を及ぼし、地域経済をも崩壊させることとなる。については、WTO農業交渉においては、農業の多面的機能を十分尊重した農業モダリティーと食料安全保障を強化する公平・公正な貿易ルールを確立することなどを求める意見書を関係機関に提出していただきたいというものであります。

質疑に入り、委員からは、FTA交渉については、現在の鳩山政権が交渉を加速させるということも言っており、農業者は危機感を持っているが、これが進むことに対して農林課長はどのような考えを持っているかとの質疑がなされ、農林課長からは、EPA、FTA交渉について、鳩山総理、岡田外務大臣は、「政治主導で進めていく」、あるいは「締結交渉を加速させる」と述べているようだ。ただ、現場を監督する農林水産大臣としては、「地域の条件に合った多

様な農業が世界の食料安定保障などに必要である」として、現実に沿った形で発言されていると見ている。現在、日豪EPAが進められていることが農家にとって問題となっているが、農水省に問い合わせたところ、これまでに10回ほど開催している意見交換が済んだ段階であるが、隔たりが大きく、今すぐに決着するような情勢ではないということだったので、我々行政としては安心している状況だとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、日本農業を壊滅させる上限関税の導入を阻止するという表現があるが、どのような状況になっているのかとの質疑がなされ、農林課長からは、上限関税については盛り込まないということで話し合いが進んでいるようだ。ただ、高率の関税が残るようであれば代償措置ということもあるので、必ずしも楽観視していただける状況ではないとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、この請願の内容が全体的に理解できるわけでもないが、WTO交渉によって日本の農業が大変な状況に陥るだけでなく、関連産業などにも大きな影響を及ぼし、地域経済をも崩壊させるという問題と提起している。しかも、この問題をおきたま農協の代表者が訴えておられるということは、実際に農業者の間で大変な問題になっているわけで、こうした請願を全会一致で採択し、国会へ届けることが我々の使命ではないかと思うことから、この請願を採択することに賛同するとの意見が出されたところであります。

また、委員からは、WTO、EPA、FTAのほかにもいろいろな交渉があるが、新政権がこの交渉を進めようとしていることが我々農業者にとっては危惧される。WTOなどが進むと、農村はもちろんのこと、地域経済にも大きな影響を及ぼし、将来の日本の農業が壊滅的な打撃を受けることになる。これは、食料の問題であ

+

り、国民にはきちんと守る義務がある。したがって、この請願に記載されている願意は至当であり、賛成するとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本請願は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、後刻、意見書を提出させていただきますので、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で、産業・建設常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○町田義昭議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第14、議案第14号 建設機械置場等用地の取得についてから日程第17、請願第1号 日本の農業を守る貿易交渉対応についての請願までの4件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第14、議案第14号 建設機械置場等用地の取得についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長の報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○町田義昭議長 起立全員であります。よって、議案第14号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第15、議案第26号 長井市道路占用料徴収条例及び長井市下水道条例の一部を改正する条例の設定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第26号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第16、議案第27号 長井市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第17、請願第1号 日本の農業を守る貿易交渉対応についての請願の1件について、産業・建設委員長の報告は、採択であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご異議なしと認めます。よって、請願第1号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

予算特別委員会審査報告

○町田義昭議長 次に、予算特別委員会の審査の報告を求めます。

蒲生光男予算特別委員長。

(蒲生光男予算特別委員長登壇)

○蒲生光男予算特別委員長 平成22年第1回市議会定例会において、予算特別委員会に付託になりました議案第1号 平成22年度長井市一般会計予算を始め特別会計予算10件、水道事業会計予算1件の平成22年度予算案12件及び議案第38